



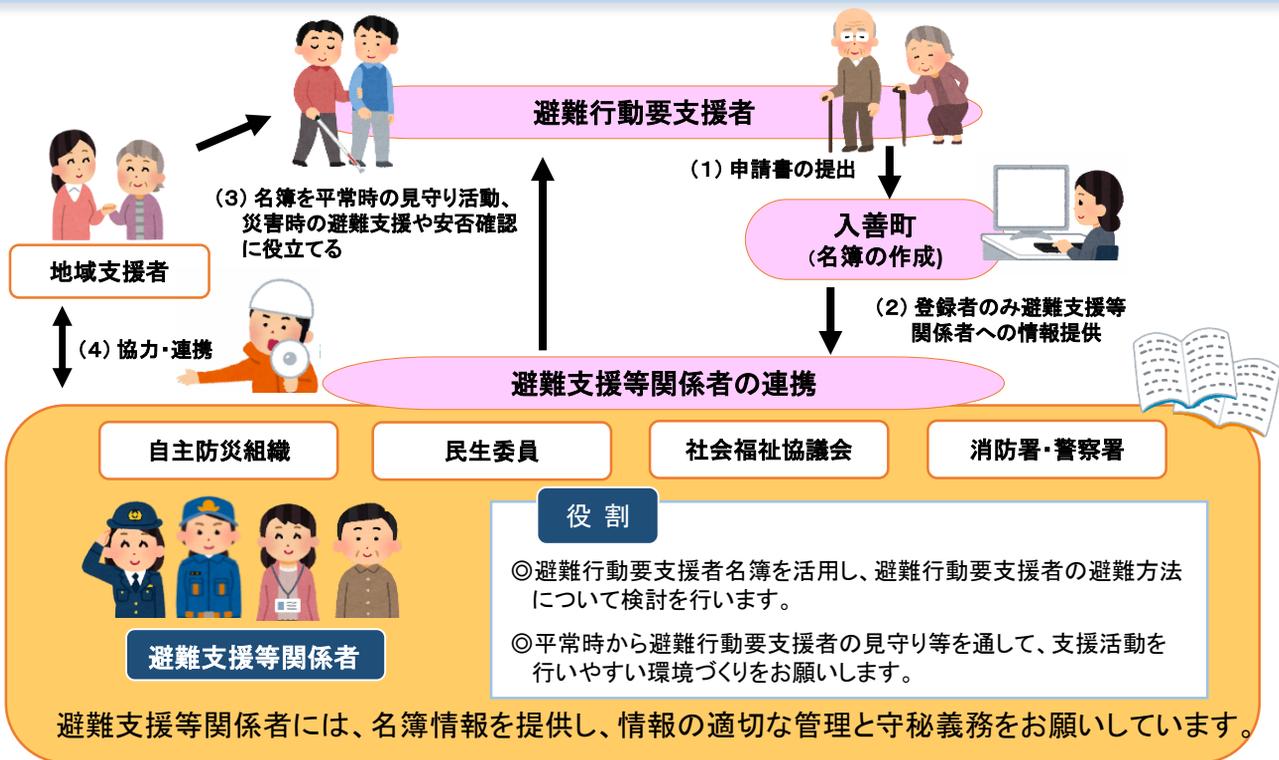
# 入善町避難行動要支援者名簿 登録事業のご案内

災害時に支援が必要な方の名簿づくりをしています。

台風や地震などの災害が起こったときに、役場や消防署、警察などの防災に携わる機関の支援には限界があり、すぐに対応することはできません。

このため、ご自身や家族の力だけでは安全な場所に避難することができない人に対して、地域の支え合い・助け合いによる支援が必要となります。

町では支援を必要とする人を把握するため、避難行動要支援者名簿を整備しています。



## 1 対象となる方

在宅で生活する次の①から⑦に該当される方が対象です。

※ 住所・氏名・お体の状況等の個人情報を、避難支援等関係者へ提供することに**同意**が必要です。

- ① 自ら避難することが困難な65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯
- ② 介護保険の要介護認定が3～5に認定された方
- ③ 身体障害者手帳1～2級の方 (部位: 視覚、聴覚、体肢)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤ 療育手帳の重度(A)の判定の方
- ⑥ 支援を希望する方 (難病患者や日中の時間に家の中が高齢者のみとなる方など)

登録を希望する場合は、申請が必要となります。(過去に登録された方は、自動更新します。)

## 2 個人情報提供への同意について

災害時には、対象者の生命を守るため、同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援関係者へ提供することがあります。しかし、平常時から支援が必要な方の情報を共有することは地域の防災力の向上につながりますので、ぜひ同意のうえ、申請書の提出をお願いします。

同意・登録方法は裏面

### 3 同意・登録方法

役場保険福祉課窓口に備え付けの申請書に記入するか、町HPから申請書をダウンロードし記入の上、役場に提出をお願いします。

申請書には名前や住所など対象者の基本情報や家族等の緊急連絡先、避難に関する情報を記入していただきます。過去に登録された方につきましては、自動更新となります。

登録内容の確認や修正を希望される場合は、保険福祉課までご連絡ください。

### 4 登録者の方へ

避難行動要支援者名簿登録事業は、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。登録によって災害時の支援を保証するものではありません。

「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、日頃から災害の備えと避難訓練への参加を心がけましょう。

また、災害時に必要な支援が受けられるよう、ご近所の方や地域の支援者と顔の見える関係を築く事も大切です。

### 5 地域の皆様へ

地震等の大規模災害時には、地域住民の助け合いが被害を最小限に抑える大きな力になります。

そこで、避難行動要支援者を支援していただく**地域支援者**の協力を求めています。区長や民生委員、登録希望者から依頼がありましたら、ぜひご協力をお願いします。

#### 地域支援者の役割

- ①声かけ
  - ・普段は、可能な範囲で、避難行動要支援者の見守りを行う。
  - ・「高齢者等避難」が発令された場合や避難すべき危険を察知した場合に、自分や家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者に声かけ、情報伝達と安否確認を行う。
- ②避難誘導
  - ・自主防災組織や地域の支援体制を活用し、避難誘導を行う。
  - ・避難誘導は、一人では行わない。

#### 地域支援者の条件（地域支援者になるにあたり、特別な審査・資格等はありません）

- ・できるだけ避難行動要支援者と同じ町内会であること
- ・避難行動要支援者の同居家族ではないこと
- ・避難行動要支援者の緊急連絡先とできるだけ別の人であること
- ・なるべく民生委員、区長ではないこと

**注意：**地域支援者の活動は、義務ではなく共助の精神に基づくボランティアです。避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に対して法的な責任を負うものではありません。



避難行動要支援者名簿および地域支援者に関するお問い合わせはこちらへ

■ 役場保険福祉課 高齢福祉係

TEL：0765-72-1845（直通）